

令和3年10月1日より適用する山形県県土整備部積算基準等の訂正概要

次の積算基準等を訂正するもの。

■設計業務等標準積算基準書（同参考資料）

（1）地質調査積算基準における電子成果品作成費の算出について

機械ボーリングの2-8-1電子成果品作成費の算出において、情報共有システム利用に係る費用の取扱いについても明記する。

第2編地質調査業務

第2章地質調査標準歩掛等

第2節機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

2-8-1 電子成果品作成費

電子成果品作成費は次の計算式による。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 4.7x^{0.38}$$

x:直接調査費（千円）（電子成果品作成費、地盤情報データベースに登録するための検定費及び情報共有システム利用に係る費用を除く）ただし、上限を26万円とする。

- （注）1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接調査費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

（2-2-21 ページ抜粋）

電子成果品作成費の算出において、直接調査費より除く費用は以下のとおり

- ・電子成果品作成費
- ・地盤情報データベースに登録するための検定費
- ・情報共有システム利用に係る費用

以上